

令和 7 年度

学校の危機管理マニュアル

令和 7 年 4 月 1 日 改定版

令和 6 年 4 月 1 日改定

令和 5 年 4 月 1 日改定

令和 4 年 4 月 1 日改定

平成 3 0 年 4 月 1 日改定

08 板橋区志村第三中学校

2 はじめに

(1) 本マニュアルの目的

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。本校における学校安全のための各種対応の基本となる事項を定めるとともに、本校における学校安全計画をはじめとした、その他の学校安全に関する計画・マニュアル等と常に整合を図りつつ本校の学校安全を推進するものである。

(2) 法的根拠

- ・学校保健安全法
- ・消防法
- ・学校防災計画、学校消防計画 など

(3) 危機管理の基本方針

① 事前

- 学校安全計画に基づき、日頃より安全指導や避難訓練等を実践し、危機発生の予防に努める。
- 本マニュアルに基づき行動できるように、生活指導部会や職員会議を通して教職員に内容の周知徹底を図るとともに年 3 回以上の研修を実施する。また、ホームページを通して保護者、地域の方々へ知らせ、連携を図れるようにする。

② 発生時

- 有事を発見した場合は、関係者の命を最優先に行動する。発見者はその場に残りつつ、他の大人への助けを求め、複数人で対応にあたる。
- 緊急性の高い案件は速やかに管理職や養護教諭へ報告する。必要に応じて、関係生徒保護者や関係機関（警察 110 番、消防・救急 119 番、教育委員会）と連携を図る。
- 指揮命令系統を管理職に一本化し、組織的に、迅速・的確な対応を行う。管理職不在時は主幹教諭、その次は主任教諭がその役目を代行する。
- 災害等発生時には第 1 次避難（その場でできる避難行動）を行い、移動可能な場合は第 2 次避難（地震・火災：校庭、水害：校舎 3 階以上、防犯：校庭）を実行する。第 2 次避難後は速やかに避難報告（異常の有無）を行う。また、学校に居ては危険と判断される場合は第 3 次避難（地震・火災：城北公園、風水害：志村小学校）を実施する。

③ 事後

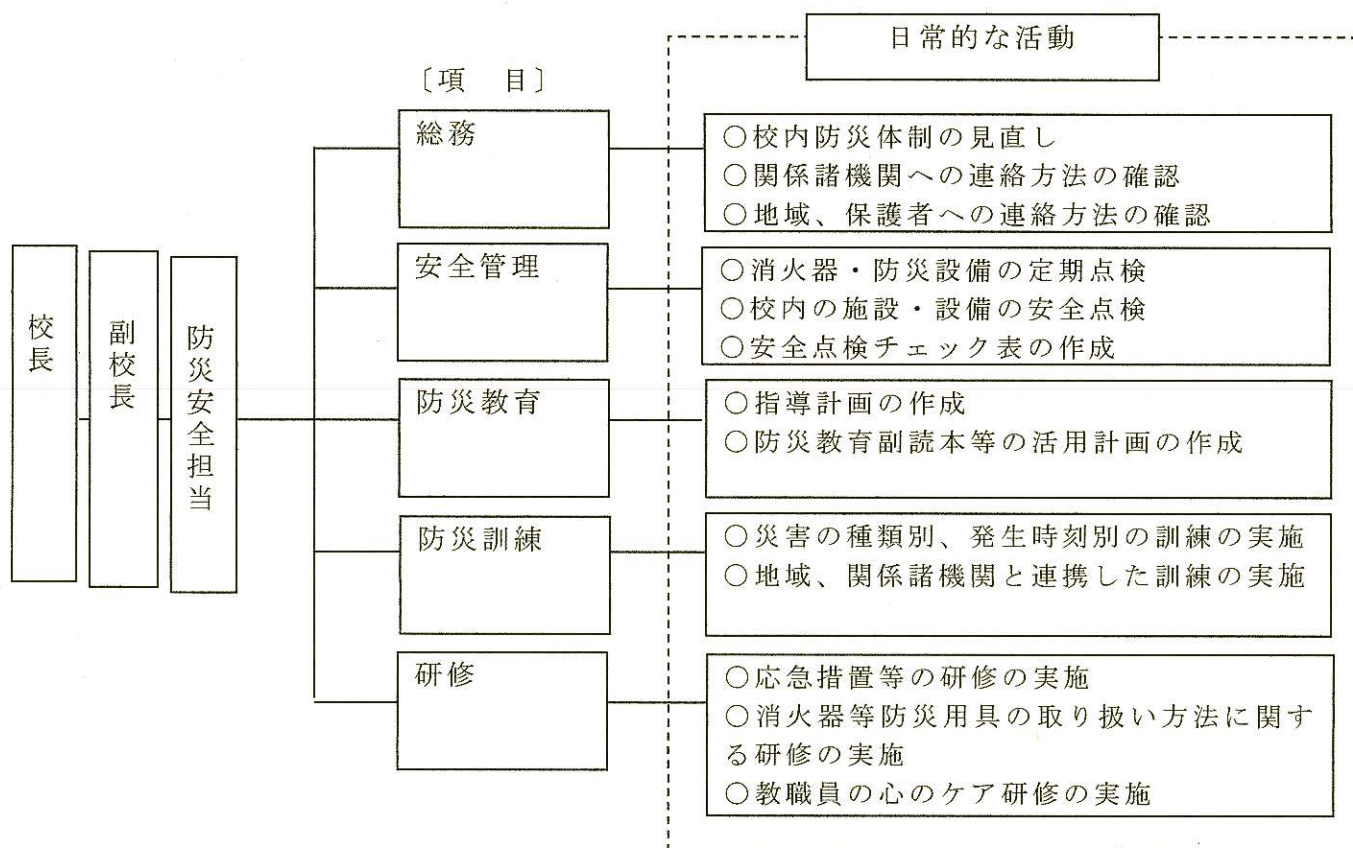
- 対応終了後、発生状況等を書面にまとめ、関係生徒保護者や必要に応じて関係機関（教育委員会）へ報告を行う。
- 関係者の心のケアを最優先に対応する。また、再発防止策を検討する。

(4) 本マニュアルの運用

- 本マニュアルは職員室前方書棚に保管し、災害発生時に管理職が持ち出す。
- 教育課程の補助資料として毎年、生活指導部を中心に見直しを図る。

3 学校における危機管理体制

(1) 日常における危機管理組織は、校長・副校長および生活指導部をこれに充てる。
その役割は、次に図示するものである。



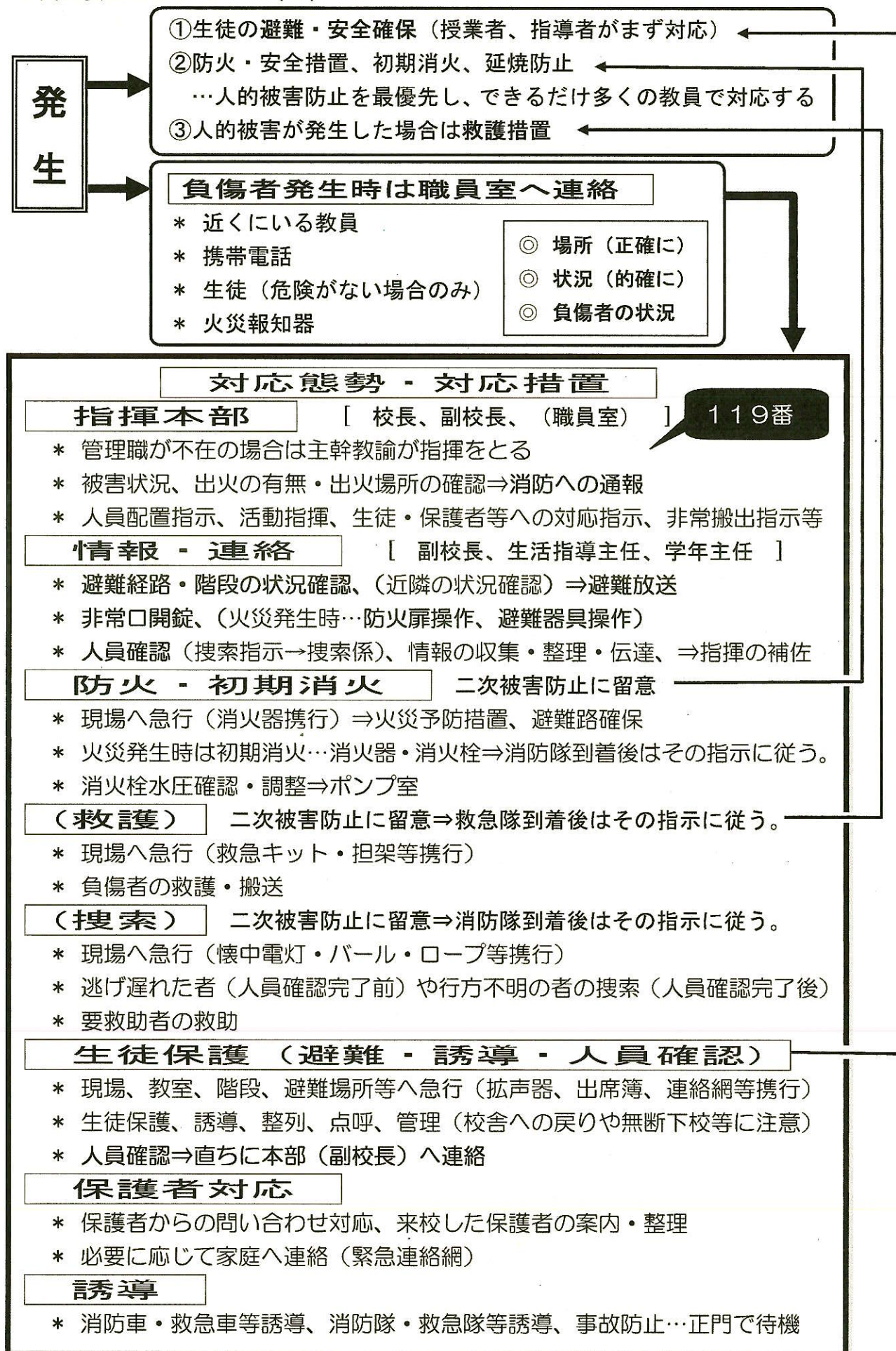
(2) 校内の避難経路、生徒の避難集合場所については、年度始めに生活指導部（防災安全担当）がこれを示し、各教室に掲示するとともに、これを用いた避難訓練を実施する。

(3) 学校の非常持出用重要書類は次にあげるものを各担当者が持ち出すものとする。但し、緊急事態の場合は、人命を優先し行動する。

- 出席簿 各学級担任
- 卒業生台帳 副校長
- 指導要録（在校生） 教務主任，副主任
- 履歴カード 事務主任

(4) 毎年実施される学校整備月間による施設全体の点検を実施する際に、併せて、防災の観点から、「学校施設・設備の安全点検リスト」(様式-2)により、施設・設備の点検を実施し、改修の必要があると判断される場合には、学校施設点検表及び詳細内容記入欄に具体的に記入し、教育委員会へ提出改善を図る。

6 災害安全について (1) 大地震発生時の対応(震度5弱以上)



緊急地震速報・地震発生時の 緊急放送

地震発生、地震発生 すぐに机の下にもぐるなどして、頭部を保護してください。体育館にいる人は、フロア中央に集まって、頭部を保護してください。校庭にいる人は、校舎から離れてしゃがんでください。

大きな揺れが収まるまで、ゆっくり落ち着いて、繰り返し放送する。
⇒ 揺れが収まったら避難開始の放送をする。

〔（ ）から出火。（ ）階段は 使えません。〕
先生の 指示に 従って 落ち着いて 避難 下さい。

階段
の
呼び方

北階段…校舎北側 北階段

中央階段…主事室側 中央階段

東階段…給食室側 東階段

南階段…音楽室側 南階段

避難の手順

- 1 出火場所・損壊場所を確認
- 2 避難経路を確認
- 3 人員確認（出席簿）
- 4 廊下に整列⇒避難開始
- 5 避難場所で整列（朝礼隊形）
- 6 人員点呼⇒報告
（授業担当者⇒副校長）
- 7 状況によっては二次避難

避難経路

- 1 出火場所・損壊場所・倒壊や崩落の恐れのある個所等を確認し、安全な経路を選択する。
 - * 出火場所の階が異なる場合は十分確認する。
 - * 出火場所から遠ざかる方向に避難する。
 - * 出火場所に近接した階段の使用は避ける。
 - * 階段では上の階からの避難者を優先する。
- 2 適切な経路をすばやく選択できるように、日頃から教室や階段等の位置関係を把握しておく。

避難時の注意

- ① 指示は「短く」「分かりやすく」「はっきりと」おこなって混乱を防止する。
- ② 拡声器・ホイッスル・懐中電灯等を活用して確実に誘導する。
- ③ 特に階段では、整然と順序良く避難できるよう確実に指示誘導を行う。
- ④ 避難の際の優先順位は3階→2階→1階を原則とする。
- ⑤ 「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」を徹底させる。
- ⑥ ガラス片等による受傷防止に十分留意する。火災が発生し煙が出ている場合は、姿勢を低くし、ハンカチ等を口にあてて、煙を吸わないようにして避難する。
- ⑦ 校舎を出た後は早足で集合場所に向かう。
- ⑧ 集合場所に到着したらすばやく整列させ座らせる。
- ⑨ 避難終了後は直ちに人員を確認し、報告する。
- ⑩ 授業スタート時の人数とくらべて、異常の有無を報告する。
- ⑪ 校舎内へ戻ったり無断で下校したりすることのないように注意する
 - * 保護者が迎えに来た場合は、原則として、下校の指示があるまで待たせる。
 - * 特別な事情がある場合には、本部で確認し確実に記録した後、引き渡す。

二次避難（校庭への避難）終了後の動き

1 状況確認

校内の状況確認

- ① 校舎損壊の程度・崩落の可能性
- ② 火災の状況、出火・延焼の可能性
- ③ 電気・ガス・水道・下水・トイレの状況
- ④ 災害備蓄用品の状況・避難生活の可否

近隣の状況確認…自転車等の活用

- ① 家屋等の損壊の程度・崩落の可能性
- ② 道路（避難路）の状況・今後の見通し
- ③ 火災の状況、出火・延焼の可能性
- ④ 周辺の一時的避難所の状況



教育委員会への報告

2 本部で検討

① 学校が安全と判断された場合

- ⇒学校で待機／校内の安全点検・整備（生活空間の確保）
- ⇒学区域およびその周辺地域の安全が確認された時点で集団下校。
- ⇒自宅に被害があり保護者とも連絡が取れない生徒は学校に戻って待機する。
- ＊保護者が生徒を引き取りに来た場合
→確認・記録のうえ引き渡す。（状況によっては保護者も学校で待機）

② 学校には危険と判断された場合

- ⇒三次避難／前ページ「避難時の注意」に準じて広域避難場所へ移動する。
広域避難場所…**城北公園**（状況に応じ、より安全な避難場所に避難する）
- ⇒避難終了後も、生徒は、保護者に引き渡すまでは学校が掌握し管理する。
- ＊保護者が生徒を引き取りに来た場合
→確認・記録のうえ引き渡す。（状況によっては保護者も一緒に避難）
- ＊避難の際は、避難先および連絡先（携帯電話等）を正門・北門前に掲示しておく。

校外学習時の対応方法

- ＊ 事前指導で非常時の対応法と集合場所を生徒に指示しておく

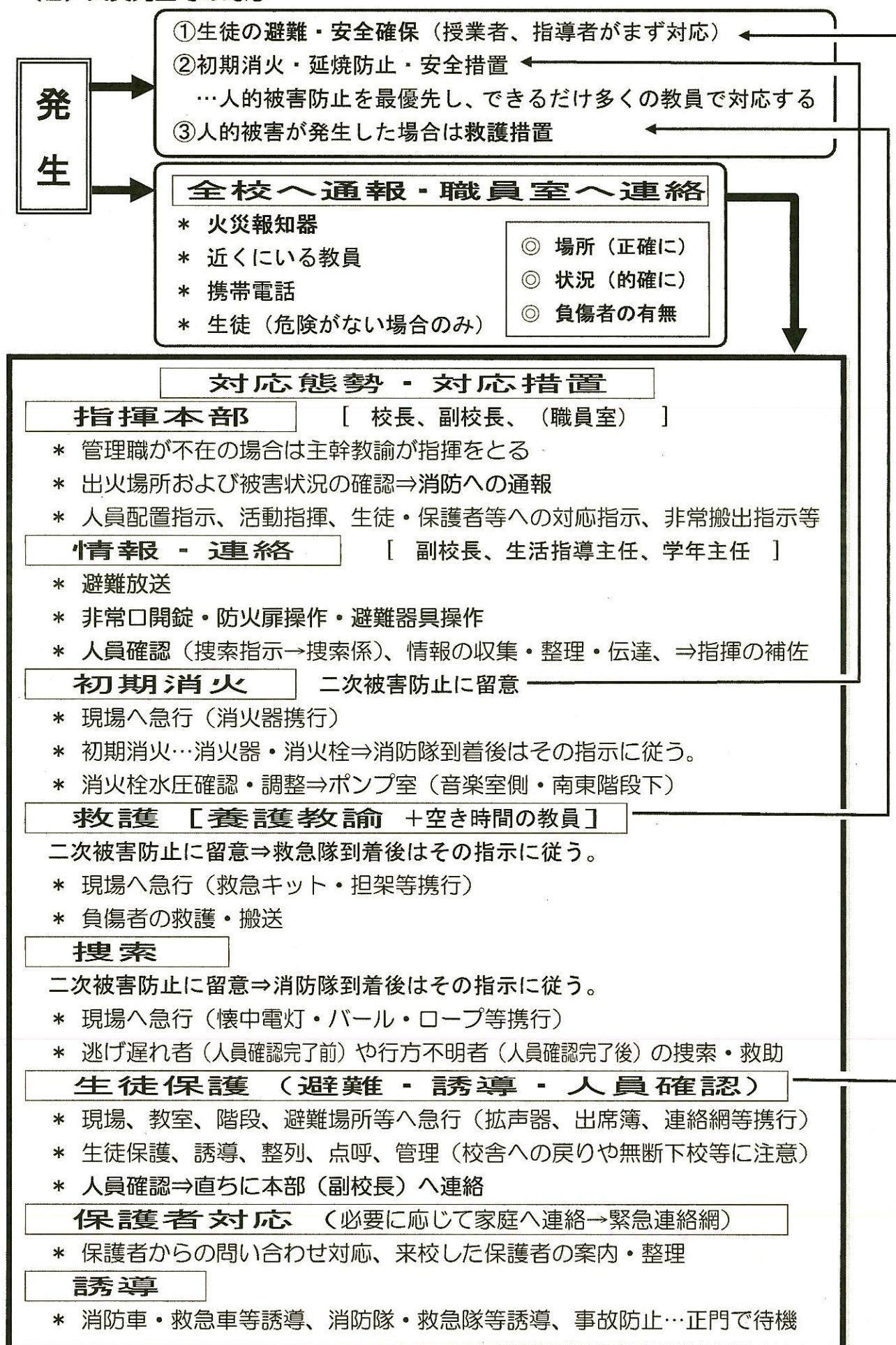
指揮本部 [校長、副校長、学年主任]

- ＊ 管理職が不在の場合は主幹教諭が指揮をとる
人員配置指示、活動指揮、生徒・保護者等への対応指示

情報・連絡 [学年主任、副主任]

- ＊ 人員確認（搜索指示→搜索係）、情報の収集・整理・伝達
- ＊ 板橋区教育委員会、学校に随時報告、連絡
- ＊ 三次避難が必要な場合は地元教育委員会、警察、消防の関係諸機関の指示を仰ぐ

(2) 火災発生時の対応



火災発生時の 緊急放送

緊急 放送、緊急 放送、話を やめて 集中 下さい。
火災 発生、火災 発生、出火 場所は (階 室)
() 階段は 使えません。
先生の 指示に 従って 落ち着いて 行動 下さい。

ゆっくり、はっきり 2回 繰り返す。
⇒避難開始の放送をする。

先生の 指示に 従って 落ち着いて 避難 下さい。

階 段 の 呼び方

北階段…校舎北側 北階段

中央階段…主事室側 中央階段

東階段…給食室側 東階段

南階段…音楽室側 南階段

避難の手順

- 1 出火場所を確認
- 2 避難経路を確認
- 3 廊下に整列
- 4 人員確認(出席簿)
- 5 避難開始
- 6 避難場所で整列(朝礼隊形)
- 7 人員点呼⇒報告
(授業担当⇒副校長)

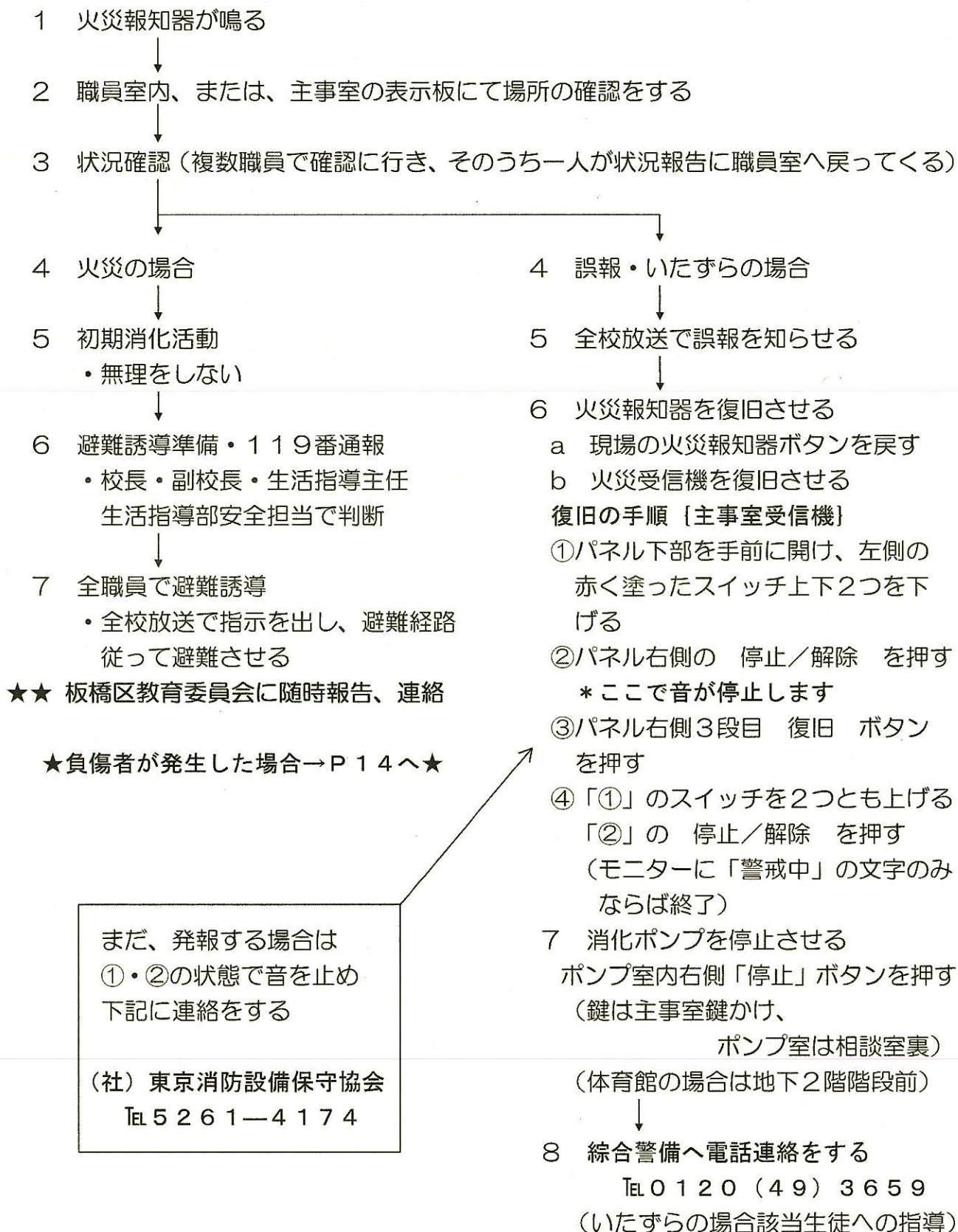
避難経路

- 1 出火場所を確認し、適切な経路を選択する。
 - * 出火場所の階が異なる場合は十分確認する。
 - * 出火場所から遠ざかる方向に避難する。
 - * 出火場所に近接した階段の使用は避ける。
 - * 階段では上の階からの避難者を優先する。
- 2 適切な経路をすばやく選択できるように、日頃から教室や階段等の位置関係を把握しておく。

避難時の注意

- ① 指示は「短く」「分かりやすく」「はっきりと」おこなって混乱を防止する。
- ② 拡声器・ホイッスル・懐中電灯等を活用して確実に誘導する。
- ③ 特に階段では、整然と順序良く避難できるよう確実に指示誘導を行う。
- ④ 避難の際の優先順位は3階→2階→1階を原則とする。上の階が内側を通る。
- ⑤ 「おさない」「かけない」「しゃべらない」「もどらない」を徹底させる。
- ⑥ 煙が出ている場合は、姿勢を低くし、ハンカチ等を口にあてて、煙を吸わないようにして避難する。
- ⑦ 校舎を出た後は早足で集合場所に向かう。
- ⑧ 集合場所に到着したらすばやく整列させ座らせる。
- ⑨ 避難終了後は直ちに人員を確認し、報告する。
- ⑩ 授業スタート時の人数とくらべて、異常の有無を報告する。
- ⑪ 校舎内へ戻ったり無断で下校したりすることのないように注意する
 - * 保護者が迎えに来た場合は、原則として、下校の指示があるまで待たせる。
 - * 特別な事情がある場合には、本部で確認し確実に記録した後、引き渡す。

【実際に非常ベルが鳴ったときの対応例】



(3) 風水害発生時の対応

○風水害時の2次避難場所は 本校校舎3階以上の各教室等を原則とする

台風時

①生徒在宅時

→板橋区緊急情報メール・学校ホームページ等の活用により、適切な指示をする。

例：自宅待機・3時間目より登校等

②生徒在校時

→警報発生時は校舎内に待機させ、警報解除後に安全が確認でき次第、下校。警報解除後も安全が確認できない場合は保護者に引き渡す。

洪水時

①生徒在宅時

→台風時に準ずる。

②生徒在校時

→本校学区域は荒川が氾濫すると浸水の恐れがあるため、学校内に待機する。そして、保護者と連絡をとり、引き渡す。引き渡せない場合は、学校内待機。

③その他

→本校は避難所に指定されているため、板橋区危機管理課と連携しながら、避難所開設の準備・運営に当たる。また、生徒も地域の一員として、危険がない限り、避難所開設の支援を行う。

教育委員会への近況報告を随時行う

(4) 弾道ミサイル (Jアラート)

全国瞬時警報システム (Jアラート)

市町村の防災行政無線 (屋外スピーカ等)
携帯電話のエリアメール・緊急速報メール
特殊な警報サイレン音とともにメッセージ

テレビやラジオ、インターネット等で
迅速・正確な情報を入手する。
校内放送で教職員・生徒に対応を指示する。

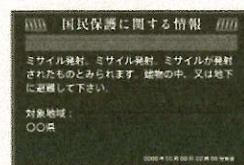
<屋内にいる場合>

- ・カーテンを閉めて窓から離れる。
- ・カバンなどで頭部を守る。
- ・机の下にもぐるなどして、低い姿勢で身を守る。

<屋外 (校庭等) にいる場合>

- ・頑丈な建物 (校舎内) の中に入る。
- ・物陰に身を隠す
- ・地面に伏せて頭部を守る。

弾道ミサイル 飛来時の行動について



弾道ミサイルは、発射から
わずか10分もしないうちに
到達する可能性があります。



弾道ミサイルが着弾した場合、激しい
爆風や破片などにより、身体へ大きな
被害を受ける可能性があります。



弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合は、
Jアラートを通じて屋外スピーカや携帯電話の緊急
速報メール等によりメッセージを流します。



メッセージが流れたら直ちに以下の行動をとってください

弾道ミサイルが上空を通過した場合など避難行動をとる必要がなくなった場合は、避難の呼びかけを解除します。



屋内
にいる場合

爆風や破片などを避ける

近くの建物の中

または 地下へ

緊急一時避難施設*をはじめ、
コンクリート造り等の頑丈な建物
や地下街、地下駅舎等の地下施設
へ避難することが望ましいですが、
それ以外でも構いません。



近くに建物がない場合は

物陰に身を隠す

または 地面に伏せ

頭部を守る



屋内
にいる場合

爆風で割れた
窓ガラスなどを避ける

その場で安全を確保し

窓から離れる

または

窓がない部屋へ



* 緊急一時避難施設：弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直撃の被害を
軽減するための一時的な避難に活用する観点から都道府県知事等が指定する施設。

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ

国民保護

検索

